

会費に関する定款補則

(目的)

第 1 条 この定款補則は、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会定款第 7 条に基づき、会員の会費に関する基本事項を定める。

(入会金)

第 2 条 正会員の入会金は、金 3,000 円とする。

(会費)

第 3 条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。
11,000 円

(臨時会費)

第 4 条 本会は、社員総会の決議により、正会員から臨時会費を徴収することができる。

(納入)

第 5 条 会員は、毎年度 6 月末日までに当該年度の年会費を理事会が別に定める方法により支払う。

2 新規会員は、定款第 6 条第 2 項の通知を受領した日から 2 週間以内に、入会金及び当該年度の会費を、理事会が別に定める方法により納入しなければならない。

(入会金または会費の未納)

第 6 条 代表理事は、入会金または会費を支払わない会員に対し、その支払を催告した上、会報等の通知を停止することができる。

(徴収)

第 7 条 会費の徴収に関する事項は、理事会が別に定める。

(変更)

第 8 条 この定款補則は、社員総会の議決を経なければ変更することができない。

(会費の用途)

第 9 条 正会員会費は、毎事業年度における合計額の 50% 以上を当該年度の公益目的事業に、残余は、その他の事業及び管理費用に充当する。

附 則

1. この定款補則は、2010 年 8 月 8 日制定し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この定款補則は、2011 年 5 月 28 日に一部を改正し施行する。
3. この定款補則は、2014 年 5 月 22 日に一部を改正し施行する。